

1・1 トン数標準税制の拡充

1・1・1 海上運送法の改正

平成 23(2011)年 12 月 10 日に発表された、平成 24(2012)年度税制改正大綱において、トン数標準税制は、「次期通常国会における海上運送法改正等を前提に、平成 25(2013)年度税制改正において拡充する」とされ、新制度における認定要件等(日本籍船の増加や日本人船員の訓練など)については、引き続き国土交通省(以下、国交省)海事局と協議を行うこととされた。

これを受け、海上運送法の改正案が、平成 24(2012)年 2 月 21 日に閣議決定後国会に送付され、通常国会の会期末を迎える 6 月中の成立を目指して、芦田会長を中心に関係議員等に働きかけるなど精力的に活動を行った。同法案は一時、政局等により成立が危ぶまれたが、9 月 8 日までの会期延長が議決されたことから、7 月 27 日に参議院を通過(参議院先議)、9 月 6 日に衆議院本会議にて可決・成立した。法案成立後、当協会は芦田会長のコメント【資料 1-1-1-1】を発表するとともに、与野党の国会議員および国交省を含む関係者への御礼に廻った。その後、関係省令等を含め、海上運送法が 12 月 11 日に施行され、一定要件を満たす自社仕組船を「準日本船舶」として認定する制度が創設された。また、参議院国土交通委員会においては、附帯決議が採択された。【資料 1-1-1-2】

1・1・2 平成 25 年度税制改正

国交省海事局は、平成 24(2012)年 9 月 7 日、船舶特償の延長とともに、トン数標準税制の拡充要望を盛り込んだ平成 25 年度税制改正要望を財務省(法人税)および総務省(地方税)に提出した。当協会は国交省の要請に基づき、財務省との折衝のための関連データ作成等に協力するとともに、芦田会長が中心となり与野党問わず、関係議員への陳情等を精力的に行った。その結果、平成 25(2013)年 1 月初めから開始した自民党税制調査会などによる検討を経て、1 月 24 日に平成 25 年度税制改正大綱(与党)、同月 29 日に政府による平成 25 年度税制改正大綱が発表され、トン数税制の拡充が認められた。(1.海運政策 1-2 平成 25 年度税制改正参照)

その後、平成 25 年 3 月 29 日付で関連法案が成立し、拡充トン数税制が 4 月 1 日より施行されることとなった(詳細は下掲参照)。

<トン数税制の改正内容>

現行（平成 21 年 4 月 1 日～）

【対象事業者】船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ		
【適用期間（拘束期間）】5年間		
【対象船舶】日本船舶のみ（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表）		
【課せられる要件】		
日本船舶を 5 年間で 2 倍以上	～1,000N/T	¥120
毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練	1,000～10,000N/T	¥90
毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用	10,000～25,000N/T	¥60
日本人船員を減少させない	25,000N/T～	¥30



改正後（平成 25 年 4 月 1 日～）

【対象事業者】船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ	
【適用期間（拘束期間）】5年間	
【対象船舶】日本船舶（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず） <u>準日本船舶率（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍）</u> <u>※準日本船舶：一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（但し、日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限）。</u>	
【課せられる条件】	
日本船舶を <u>9年間で 3.2 倍以上（新規加入者は 5年間で 2.2 倍以上）</u>	
毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練	
毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用	
毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を雇用	
日本人船員を減少させない	

1・1・3 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針等

平成 25 年 2 月 7 日、太田国土交通大臣は交通政策審議会（会長：佐和隆光 滋賀大学学長）に対し、海上運送法第 34 条第 5 項に基づきトン数税制の拡充に伴う基本方針等の改正を諮問し、これを受け同審議会は 2 月 13 日下部組織の海事分科会（【資料 1-1-3-1】）に付託し、2 月 20 日および 3 月 5 日に同分科会が開催された。当協会からは、五十嵐副会長が臨時委員として両日出席した。基本方針等（案）については採決した結果、原案が全会一致で承認、答申された。同方針等※は 3 月 30 日に告示された。

※基本方針等：

日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について（平成 20 年 7 月 31 日、国土交通省告示第 930 号）

日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準（平成 20 年 7 月 31 日、国海外第 136 号通達）